

一般財団法人日本建築センター 試験業務規程

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この試験業務規程（以下「規程」という。）は、一般財団法人日本建築センター（以下「財団」という。）が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。）（以下「法」という。）第59条第1項に規定する登録試験機関として行う特別評価方法認定のための審査に係る試験（以下単に「試験」という。）の業務の実施について、法第61条第3項において準用する法第49条第1項の規定により必要な事項を定めるものである。(ろ) (へ) (か)

(基本方針)

第2条 試験の業務は、法、これに基づく命令及び告示並びにこれらに係る技術的助言によるほか、この規程に基づき、公正かつ適確に実施するものとする。(ろ) (か)

(試験の業務を行う時間及び休日)

第3条 試験の業務を行う時間は、次項に定める休日を除き、午前9時15分から午後5時45分までとする。(に) (か)

2 試験の業務の休日は、次に掲げる日とする。(へ)

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 (ろ)

(3) 12月29日から翌年の1月3日まで

3 試験の業務を行う時間及び休日については、緊急を要する場合その他正当な事由がある場合又は事前に財団と申請者との間において試験の業務を行うための日時の調整が図られている場合は、前2項の規定によらないことができる。(ろ) (か)

(事務所の所在地)

第4条 本部の所在地は、東京都千代田区神田錦町一丁目9番地とする。(は) (と)

2 大阪事務所の所在地は、大阪府大阪市中央区本町一丁目4番8号とする。(よ)

(試験の業務を行う区域)

第5条 試験の業務を行う区域は、日本及び外国の全域とする。

(試験の業務を行う範囲)

第6条 財団は、平成17年国土交通省告示第922号第2項第一号、第二号、第四号から第十七号まで、第二十号から第二十四号まで及び第二十七号から第三十四号までに定める区分に係る試験の業務を行うものとする。(ろ) (ほ) (り)

第2章 試験の業務の実施方法

第1節 申請手続き

(試験の申請)

第7条 試験を申請しようとする者は、財団に対し、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号。以下「施行規則」という。）第82条本文に規定する試験申請書（別記様式HF01-01（施行規則別記第62号様式））及び施行規則同条各号に規定する図書を、財団が別に定める期日までに財団が別に定める部数提出しなければならないものとする。(ろ)

(試験の申請の受理及び契約)

第8条 財団は、前条の試験の申請があったときは、次の事項を確認し、前条の規定により提出される図書（以下「試験用提出図書」という。）を受理する。(か)

- (1) 申請に係る特別評価方法が、第6条に定める試験の業務の範囲に該当するものであること。
- (2) 試験用提出図書に形式上の不備がないこと。
- (3) 試験用提出図書に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
- (4) 試験用提出図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。
- 2 財団は、前項の確認により、同項各号のいずれかに該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。(ろ) (か)
- 3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、財団は、受理できない理由を明らかにするとともに、申請者に試験用提出図書を返還する。
- 4 財団は、試験の申請を受理した場合においては、申請者に承諾書（前条の申請書に受付の承諾日を明示したものの写しをいう。以下同じ。）を交付する。この場合、申請者と財団は別に定める「試験業務約款(HR-505)」に基づき契約を締結したものとする。(ち) (を)
- 5 前項の試験業務約款及び承諾書には、少なくとも次に掲げる事項について明記するものとする。(ろ) (を)
- (1) 申請者の協力義務に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 申請者は、提出された書類のみでは試験を行うことが困難であると財団が認めて請求した場合は、試験を行うために必要な追加書類又は申請に係る実物若しくは試験体その他これらに類するものを双方合意の上定めた期日までに財団に提出しなければならないこと。(ろ) (か)
 - (b) 申請者は、財団が審査中に別添「一般財団法人日本建築センター試験業務方法書(HR 共-02)」に定める方法に従って試験用提出図書等に関する是正事項を指摘した場合は、双方合意の上定めた期日までに当該部分の試験用提出図書の修正その他必要な措置をとらなければならないこと。(ろ) (ち)
 - (c) 第10条の交付前までに申請者の都合により申請内容を変更する場合は、申請者は、双方合意の上定めた期日までに財団に変更部分の試験用提出図書を提出しなければならないこと。(ろ) (か)
- (2) 試験料金に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 試験料金の額の決定に関すること。
 - (b) 試験料金の支払期日に関すること。
- (3) 試験の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 第10条の交付をする期日（以下この項において「業務期日」という。）に関すること。(ろ) (か)
 - (b) 財団は、不可抗力その他財団の責めに帰することができない事由によって、業務期日までに第10条の交付をすることができない場合には、申請者に対してその理由を明示の上、必要と認められる業務期日の延期を請求することができること。(か)
 - (c) 申請者が、その理由を明示の上、財団に書面をもって業務期日の延期を申し出た場合でその理由が正当であると財団が認めるときは、財団は業務期日の延期をすることができること。
- (4) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) (1)(c)の変更が大幅なものと財団が認める場合にあっては、申請者は、当初の申請内容に係る申請を取り下げ、別件として改めて試験を申請しなければならないこと。この場合においては、元の契約は解除されること。(か)
 - (b) 申請者は、第10条の交付がされるまで、財団に書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。(か)
 - (c) 申請者は、財団が業務期日までに第10条の交付をしないときその他財団がその債務の履行をせず、申請者が相当の期間を定めてその履行の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき（申請者の責めに帰すべき事由によるものを除く。）、当該契約を解除することができること。この場合においては、既に支払った試験料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。(か)
 - (d) 財団は、申請者が試験料金の支払いを遅延したとき、申請者が協力義務を怠ったことにより業務期日までに第10条の交付をすることができないときその他申請者がその債務の履行をせず、財団が相当の期間を定めてその履行の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき（財団の責めに帰すべき事由によるものを除く。）、当該契約を解除することができること。この場合においては、既に支払われた試験料金を返還せず、未だ支払われていない試験料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。(か)

- (5) 財団が負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの
- (a) 申請者は、第 10 条第 1 項の交付を受けた後に、財団がこの契約、取引上の社会通念及び業務を行った時点の技術水準に照らして財団の責めに帰すべき事由により、この契約に定める債務の本旨に従った履行をせず、それによって試験の判定に誤りが生じていること（以下「財団帰責に基づく債務不履行による試験の誤り」という。）が判明した場合、財団に対し、履行の追完及び財団帰責に基づく債務不履行による試験の誤りによって生じた損害の賠償を請求することができること。(か)
 - (b) (a)の請求の期限及び請求額の上限に関すること。
- 6 第 26 条第 1 項の申請並びに第 2 項の交付及び発行を実施する場合においては、業務約款には、前項に加えて、第 26 条第 1 項の申請並びに第 2 項の交付及び発行に係る業務を行う事務所に関する規定を盛り込むものとする。(か)

第2節 試験の実施方法

(審査の実施方法)

- 第 9 条 財団は、試験の申請を受理したときは、速やかに、第 15 条に定める試験員 2 名以上で委員会等を構成し審査を実施させる。(ろ)
- 2 試験員は、別表（一）項に掲げる試験の区分に応じて、別添「一般財団法人日本建築センター試験業務方法書(HR 共-02)」に基づき、次に定める方法により審査を行う。(ち)
- (1) 試験用提出図書をもって審査を行う。
 - (2) 審査を行うに際し、図書の記載事項に疑義があり、提出された図書のみでは試験を行うことが困難であると認めるときは、追加の図書を求めて審査を行う。
 - (3) 前二号の図書のみでは、試験を行うことが困難であると認めるときは、申請者にその旨を通知し、試験に係る実物等の提供を受け、当該試験を行うことが困難であると認める事項について追加試験その他の方法により審査を行う。この場合において、施行規則第 90 条第一号ハに定める通知は別記様式 HF01-03 により行うものとする。ただし、財団の定める試験申請要領に予め申請に係る実物等の提出が定められているときは、当該試験申請要領をもってこの通知とする。
- 3 試験員は、審査上必要あるときは、試験用提出図書に関し申請者に説明を求めるものとする。

(試験の結果の証明書の交付等)

- 第 10 条 財団は、試験員の審査の結果、申請に係る特別評価方法が、日本住宅性能表示基準に従って表示すべき性能に関し、評価方法基準に従った方法に代えることができると認めたときは、施行規則第 63 号様式（別記様式 HF01-04）に定める試験の結果の証明書を申請者に交付するものとする。(ろ)
- 2 財団は、試験員の審査の結果、申請に係る特別評価方法が、日本住宅性能表示基準に従って表示すべき性能に関し、評価方法基準に従った方法に代えることができないと認めたとき又は評価方法基準に従った方法に代えられるか否か判定できないときは、その理由を付した通知書（別記様式 HF01-05）を申請者に交付するものとする。(ろ)

(試験の申請の取下げ)

- 第 11 条 申請者は、申請者の都合により前条の試験の結果の証明書又は通知書（以下「証明書等」という。）の交付前に試験の申請を取り下げる場合においては、その旨及び理由を記載した取下げ届（別記様式 HF01-06）を財団に提出する。(ろ)
- 2 前項の場合においては、財団は、当該申請に係る試験の業務を中止し、試験用提出図書を申請者に返却する。(ろ)

第3章 試験料金等

(試験料金の収納)

- 第 12 条 財団は、試験の申請を受理し、契約を締結した時は、別添「料金一覧表<特別評価方法認定のための試験>(HR-510)」に基づき、試験料金の請求書を申請者に対して発行する。(ろ) (ち)
- 2 申請者は、前項の試験料金を指定期日までに銀行振込により財団に納入する。ただし、やむを得ない事由がある場合は、別の収納方法によることができる。
- 3 前項の納入に要する費用は申請者の負担とする。

(試験料金を増減額するための要件)

第13条 試験料金は、次に掲げる場合に増減額することができるものとする。

(1) 増額できるもの

- (a) 試験ガイドラインが定められていないなど、申請に係る特別評価方法の内容等によって、別添の1及び2に定める方法により難しい場合 (ち)
- (b) 試験に係る実物等の提供を受け、追加試験その他の方法により審査を行う場合
- (c) 財団の責めに帰することができない事由により業務期日が延期された場合 (か)

(2) 減額できるもの

- (a) 構造の安定に関する性能表示事項の試験において、同一敷地内の類似の建築物を複数同時に申請するなど、審査を効率的に行うことができる場合

(試験料金の返還)

第14条 財団が収納した試験料金は返還しない。ただし、財団の責めに帰すべき事由により試験の業務が実施できなかった場合には、この限りでない。(ろ) (か)

第4章 試験員等

(試験員の選任)

第15条 財団は、試験の業務を実施させるため、法第64条に定める要件を満たす者のうちから試験員を選任するものとする。(ろ)

- 2 試験員は、財団の職員から選任するほか、財団の職員以外の者に委嘱して選任することができるものとする。(ろ)
- 3 試験員の選任は、当該試験員が審査を行う試験の業務の対象範囲を、別表(一)項及び(二)項の区分により明示して行うものとする。(ろ) (ち)

(試験員の解任)

第16条 財団は、試験員が次のいずれかに該当する場合その他その必要があると認めた場合においては、その試験員を解任するものとする。(ろ)

- (1) 秘密保持義務違反等の職務上の業務違反その他試験員としてふさわしくない行為があったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認めるとき。

(秘密保持義務)

第17条 財団の役員及びその職員(試験員を含む。)並びにこれらの者であった者は、試験の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。(ろ)

第5章 試験の業務に関する公正の確保 (ろ)

(試験の業務の実施及び管理の体制)

第18条 財団は、本部に評定部を置き、試験の業務に従事する職員を評定部及び大阪事務所に配置する。(は) (わ)

- 2 財団は、評定部長を法第63条第1項第三号に規定する専任の管理者に任命する。
- 3 専任の管理者は、試験の業務を統括し、試験の業務の適正な実施のため、必要かつ十分な措置を講ずるものとし、全ての証明書等の交付について責任を有するものとする。(か)
- 4 試験員又は財団の役員若しくは職員以外の者は、試験の業務に従事しないものとする。(ろ)

(試験の業務に関する公正の確保)

第19条 財団の役員又はその職員(試験員を含む。以下「役員等」という。)が、試験の申請を自ら行った場合又は代理人として試験の申請を行った場合は、当該住宅に係る試験を行わないものとする。(ろ)

- 2 役員等が、試験の申請に係る特別評価方法を用いた住宅若しくはその部分又は当該申請に係る特別評価方法を用いた住宅の部分を含む住宅について次のいずれかに該当する業務を行った場合は、当該申請に係る試験を行わないものとする。
 - (1) 設計に関する業務
 - (2) 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務
 - (3) 建設工事に関する業務

- (4) 工事監理に関する業務
- (5) 製造に関する業務
- 3 財団は、役員等がその役員又は職員（過去 2 年間に役員又は職員であった者を含む。）である者の行為が、次のいずれかに該当する場合（当該役員又は職員（試験員を含む。）が当該申請に係る試験の業務を行う場合に限る。）は、当該住宅に係る試験を行わないものとする。（ろ）
 - (1) 試験の申請を自ら行った場合又は代理人として試験の申請を行った場合
 - (2) 試験の申請に係る特別評価方法を用いた住宅若しくはその部分又は当該申請に係る特別評価方法を用いた住宅の部分を含む住宅について前項各号に掲げる業務のいずれかを行った場合
- 4 財団は、第 1 項から第 3 項までに掲げる場合に準ずる場合であつて、試験の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある場合は、試験の業務を行わないものとする。（ろ）

第 6 章 雑 則（ろ）

（試験業務規程の公開）

第 20 条 財団は、この規程を試験の業務を行う全ての事務所で業務時間内に公衆の閲覧に供するとともに、インターネット上に開設した財団のホームページ（<https://www.bcj.or.jp>）において公表するものとする。（ろ）（る）（を）（か）

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）（ろ）

- 第 21 条 財団は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びに事業報告書（以下「財務諸表等」という。）を作成し、5 年間事務所に備えて置くものとする。（る）
- 2 利害関係人は、財団の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、(2) または(4)の後段の請求をする場合は 1 頁につき 20 円（税込）を、(4)の前段の(b)を請求する場合は 1 枚につき 100 円（税込）を、それぞれ支払わなければならないものとする。
- (1) 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
 - (2) 前号の書面の謄本又は抄本の請求
 - (3) 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
 - (4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて次に掲げるもののうち財団が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
 - (a) 財団の使用に係る電子計算機との(4)の請求をした者（以下この条において「請求者」という。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの（請求者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものに限る。(b)において同じ。）
 - (b) 磁気ディスク等をもって調製するファイルに情報を記録したものを請求者に交付する方法

（帳簿及び書類の保存期間）

- 第 22 条 帳簿及び書類の保存期間は、次の各号に掲げる文書の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。（ろ）
- (1) 法第 61 条第 3 項において準用する法第 19 条第 1 項の帳簿 財団が試験の業務の全部を廃止するまで
 - (2) 試験用提出図書（是正がなされたものに限る。）及び証明書等の写しその他審査の結果（審査を行った年月日並びに当該年月日毎の審査時間、審査を行った試験員の氏名、審査における指摘事項及び当該指摘事項に対して申請者が行った補正の内容等を含む。）を記載した書類 財団が試験の業務を廃止するまで（ただし、当該書類に係る特別評価方法認定が取り消されたものについては、取り消されたときから 20 年間とする。）（ろ）（か）

（帳簿及び書類の管理並びに帳簿及び図書の保存の方法）（ろ）

第 23 条 前条各号に掲げる文書の保存は、審査中にあつては審査のため特に必要がある場合を除き事務所内において、審査終了後は施錠できる室（外部の倉庫を含む）、ロッカー等において、確実であり、かつ、秘密の漏れることのない方法で行う。（ろ）

- 2 前項の保存は、前条(1)に規定する帳簿への記載事項及び(2)に規定する書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスク等の保存にて行うことができる。
- 3 前項の規定に基づき帳簿、図書等を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に保存した場合において、当該保存したデータを印刷した書類がある場合には、当該ファイル又は磁気ディスク等のデータを原本として扱うものとする。

(損害賠償保険への加入)

第 24 条 財団は、試験の業務に関し支払うことのある損害賠償のため保険契約（保険金額が年間 1 億円以上であり、このうち地震その他の自然変象によって明らかとなった瑕疵についての補償が免責事項となっていないものにあつては保険金額が年間 5 0 百万円以上とする。）を締結するものとする。（い）

- 2 前項の保険契約は、試験の業務のほか次に掲げる業務に関し支払うことのある損害賠償のための保険を含むものとする。
 - (1) 法第 5 条に規定する登録住宅性能評価機関として行う評価の業務並びに法第 44 条に規定する登録住宅型式性能認定等機関として行う住宅型式性能認定、型式住宅部分等製造者の認証、その認証の更新及びそれらの公示の業務
 - (2) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 77 条の 18 に規定する指定確認検査機関として行う確認、中間検査及び完了検査の業務、同法第 77 条の 36 に規定する指定認定機関として行う型式適合認定、型式部材等製造者の認証、その認証の更新及びそれらの公示の業務並びに同法第 77 条の 56 に規定する指定性能評価機関として行う評価の業務
 - (3) その他財団が自主業務として行う技術評価の業務

(事前相談)

第 25 条 申請者は、試験の申請に先立ち、財団に事前に相談をすることができる。この場合において、財団は、誠実かつ公正に対応するものとする。（ろ）

(電子情報処理組織による申請等) (か)

第 26 条 第 7 条の申請については、あらかじめ財団と協議した上で財団が指定する方法で、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号。以下「デジタル行政推進法」という。）第 6 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。（か）

- 2 次に掲げる交付及び発行については、あらかじめ申請者と協議した上で財団が指定する方法で、デジタル行政推進法第 7 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。（か）

(1) 第 8 条第 4 項の承諾書の交付 (か)

(2) 第 12 条第 1 項の請求書の発行 (か)

- 3 第 1 項の規定により行われた申請に対して、第 8 条第 3 項の規定により受理できない場合又は第 11 条第 1 項の規定により申請が取り下げられた場合において、財団は、申請に係る電磁的記録（デジタル行政推進法第 3 条第 1 項第七号に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）についてはこれを消去することにより、第 8 条第 3 項の返還又は第 11 条第 2 項の返却に代えることができる。（か）

- 4 法令の規定により署名等（デジタル行政推進法第 3 条第 1 項第六号に規定する署名等をいう。以下同じ。）をすることが規定されているものを第 1 項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、申請に係る電磁的記録に氏名又は名称を記録する措置により代えることができる。（か）

- 5 第 1 項の規定による申請があつた場合、申請に係る電磁的記録（申請に係る電磁的記録が申請者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録され受け取り可能な状態におかれたことを申請者が財団に通知した場合は、その通知に係る電磁的記録）が財団の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録された時に財団に到達したものとみなす。（か）

- 6 第 1 項の規定による申請があつた場合、申請に係る電磁的記録の提出をもって、書面で申請する場合に必要とする部数の提出があつたものとみなす。（か）

(電子情報処理組織による業務の実施) (か)

第 27 条 財団は、電子情報処理組織による業務の実施方法に係る措置について別に定める。（か）

(試験の業務に関する電磁的記録の管理に係る別の定め) (か)

第28条 財団は、第26条第1項による申請を行わせる場合、試験の業務に関する電磁的記録の管理について別に定めるものとする。(か)

(電子情報処理組織に係る情報の保護)

第29条 財団は、電子情報処理組織による申請の受付並びに図書の交付及び発行、電磁的記録の保存やネットワークを介した送受信等を適切に行い、情報漏えい、申請に係る電子計算機への不正アクセス行為や電磁的記録の改ざん等を防ぐため、厳格なセキュリティ対策を講じ、その措置について別に定めることとする。(か)

(附則) (ち)

- 1 この規程は、平成26年 8月 1日から施行する。(ち)
- 2 第6条に定める区分のうち平成17年国土交通省告示第922号(以下「H17国交省告示第922号」という。)第2項第二十号に定める区分については、平成26年国土交通省告示第152号(以下「H26国交省告示第152号」という。)附則第2項により、「省エネルギー対策等級」を「断熱等性能等級」とすることができる。(ち)
- 3 第6条に定める区分のうちH17国交省告示第922号第2項第二十一号から第二十三号まで及び第二十六号から第三十三号までに定める区分については、H26国交省告示第152号附則第3項により、平成26年10月1日以降に試験がされる特別評価方法認定から、当該範囲の区分を一号ずつ繰り下げ、第二十号の次に「二十一 一次エネルギー消費量等級」を加える。(ち)
- 4 別表の区分20の(一)項については、H26国交省告示第152号附則第2項により、「省エネルギー対策等級」を「断熱等性能等級」とすることができる。この場合、第15条第3項により「省エネルギー対策等級」の区分で選任されている試験員は、「断熱等性能等級」の区分で選任されているものとみなす。(ち)
- 5 別表の区分21から33までの(一)項及び(二)項については、H26国交省告示第152号附則第3項により、平成26年10月1日以降に試験がされる特別評価方法認定を対象として、当該範囲の区分を一区分ずつ繰り下げ、区分20の次に区分21を設け、(一)項を「一次エネルギー消費量等級」、(二)項を「温熱、空気、光・視環境」とする。この場合、第16条第3項により別表の区分20の(一)項及び(二)項の区分で選任されている試験員は、区分21の(一)項及び(二)項の区分で選任されているものとみなす。(ち)

(附則) (よ)

この規程は、令和 7年 4月30日から施行する。(よ)

別表

区分	(一)	(二)
1	耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)	構造の安定
2	耐震等級(構造躯体の損傷防止)	
4(ろ)	耐風等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	
5(ろ)	耐積雪等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	
6(ろ)	地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法	
7(ろ)	基礎の構造方法及び形式等	
8(ろ)	感知警報装置設置等級(自住戸火災時)	火災時の安全
9(ろ)	感知警報装置設置等級(他住戸等火災時)	
10(ろ)	避難安全対策(他住戸等火災時・共用廊下)	
11(ろ)	脱出対策(火災時)	
12(ろ)	耐火等級(延焼のおそれのある部分(開口部))	
13(ろ)	耐火等級(延焼のおそれのある部分(開口部以外))	
14(ろ)	耐火等級(界壁及び界床)	
15(ろ)	劣化対策等級(構造躯体等)	劣化の軽減
16(ろ)	維持管理対策等級(専用配管)	維持管理への配慮
17(ろ)	維持管理対策等級(共用配管)	
20(ろ)(り)	断熱等性能等級	温熱、空気、光・視環境
21(り)	一次エネルギー消費量等級	
22(ろ)(り)	ホルムアルデヒド対策(内装及び天井裏等)	
23(ろ)(り)	換気対策	
24(ろ)(り)	室内空気中の化学物質の濃度等	
27(ろ)(り)	単純開口率	
28(ろ)(り)	方位別開口比	
29(ろ)(り)	重量床衝撃音対策	音環境
30(ろ)(り)	軽量床衝撃音対策	
31(ろ)(り)	透過損失等級(界壁)	
32(ろ)(り)	透過損失等級(外壁開口部)	
33(ろ)(り)	高齢者等配慮対策等級(専用部分)	高齢者等への配慮
34(ろ)(り)	高齢者等配慮対策等級(共用部分)	

(注) 区分欄の数字は、平成 17 年国土交通省告示第 922 号第 2 項の号番号に対応する。(第 6 条参照)

【制定・変更履歴一覧】

制定・変更改定年月日	附則
平成12年 7月19日制定	この規程は、平成12年 7月19日から施行する。
平成18年 3月 1日変更	この規程は、平成18年 3月 1日から施行する。
平成18年 9月14日変更 (い)	この規程は、平成18年 9月14日から施行する。(い)
平成19年 1月10日変更 (ろ)	この規程は、平成19年 1月10日から施行する。(ろ)
平成19年 4月23日変更 (は)	この規程は、平成19年 5月 7日から施行する。(は)
平成21年 5月28日変更 (に)	この規程は、平成21年 6月 1日から施行する。(に)
平成22年 8月 1日変更 (ほ)	この規程は、平成22年 8月 1日から施行する。(ほ)
平成23年 4月 1日変更 (へ)	この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。(へ)
平成23年11月 7日変更 (と)	この規程は、平成23年11月 7日から施行する。(と)
平成26年 8月 1日変更 (ち)	この規程は、平成26年 8月 1日から施行する。(ち)
平成27年 4月 1日変更 (り)	この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。(り)
平成27年 6月 1日変更 (ぬ)	この規程は、平成27年 6月 1日から施行する。(ぬ)
令和 2年 6月11日変更 (る)	この規程は、令和 2年 6月11日から施行する。(る)
令和 3年 4月 1日変更 (を)	この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。(を)
令和 5年 4月 1日変更 (わ)	この規程は、令和 5年 4月 1日から施行する。(わ)
令和 5年 8月30日変更 (か)	この規程は、令和 5年 8月30日から施行する。(か)
令和 7年 4月30日変更 (よ)	この規程は、令和 7年 4月30日から施行する。(よ)